

## ふだんの くらしの しあわせ

# 多度

2019.9.1

No.**83** 

(年4回発行)



この広報紙は一部共同募金の 配分金で発行されています。

# 金利元年度年末たすけあり運動に設計金中語については知る地

毎年12月1日から31日までご協力いただいております「年末たすけあい<mark>運動」の</mark> 募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金として、多摩区社会福祉協議会の実施 する福祉事業に活用しております。年末慰問金は、「年末たすけあい運動『慰問金』

交付申請書」で申請していただき、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定した世帯にお配りします。

年末慰問金は、本年12月下旬にお住まいの地区を担当する民生委員児童委員が直接訪問してお配りいたします。ご 不在等により、連絡がつかない場合には、慰問金をお渡しできないことがありますので、ご承知ください。

また、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

#### 慰問金対象世帯

多摩区内で在宅で生活されている方で、次に該当する方がい る世帯

- 1 身体障害者手帳1級又は2級の方
- 2 療育手帳Aの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方

#### 【添付書類: 各手帳の写し】

- 注1:福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。
- 注2: 令和元年10月1日から10月31日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請ができます。
- 注3:年末慰問金は、世帯に対して配分します。(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

#### ~申請先及びお問い合わせ先~ 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2階 福祉パルたま内

電話 044(935)5500 FAX 044(911)8119

#### 申請について

申請期間は、

#### 令和元年10月1日(火)から10月31日(木)までです。

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和元年10月31日(木)(<u>消印有効</u>)までにご提出ください。申請期間終了後の申請はお受けできません。

申請の際の添付書類につきましては、現住所・氏名・等級又は認定内容が分かる部分をコピーして添付してください。

申請書及び返送用封筒(返信用の切手を貼付してください)は、9月中旬以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所保健福祉センター(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配置します。

昨年度に年末慰問金が交付された世帯には、申請書を個別に<u>郵送</u> にてお届けいたします。

※民生委員児童委員からの申請書の配布はございません。

#### 慰問金の金額の目安について

慰問金額は、今年度にご協力いただいた募金額によって変わります。

(参考)昨年度は、1世帯当たり5,000円をお配りいたしました。

#### 申請から交付までの流れ

#### 1 9月中旬ごろ

申請書を受取り、 必要事項を記入して ください。

#### 2 10月1日~10月31日

申請書に必要事項をご記入の 上、添付書類と併せて多摩区社会 福祉協議会に直接来所又は郵送 で、令和元年10月31日(木)(消印 有効)までにご提出ください。

#### 3 12月下旬ごろ

「年末たすけあい配分委員会」の審査に 通れば、民生委員児童委員がご自宅へ慰問 金をお届けいたします。

※ご不在等で連絡がつかない場合には、慰問金をお渡しできないことがありますので、ご承知ください。
※なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

個人情報の保護について

申請書で収集した個人情報につきましては、慰問金交付以外の目的に使用することはありません。 また、慰問金を交付する担当地区の民生委員児童委員以外の第三者にも、ご本人の同意なしに個人情報の提供はいたしません。 2019年(令和元年) 9月1日 区社協だより 多摩



## 平成30年度 事業報告



平成30年度は、区社協第4期地域福祉活動計画の1年目として、「地域のつながり・支え合い」を基本方針として事業を展開しました。

#### ●行動計画1

「住民が主体の地域づくり」では、ボランティア情報誌「たまぼら」の取材で、ボランティア受入の施設を訪れた「訪問記」をシリーズ化するなど、読みやすい紙面づくりをいたしました。

また、施設を訪問した際の、サロンやカフェでのボランティアについてのご相談が、「おいしいコーヒーの淹れ方講座」の開催に発展し、受講生のその後の施設や地域カフェでのボランティア活動にもつながりました。

#### ●行動計画2

「支援を必要とする人が的確な支援につながる仕組みづくり」では、地域福祉サービスの充実強化として、平成18年度から指定管理者として運営してきた老人いこいの家と、新たに多摩老人福祉センターの次期指定管理事業者の申請をしました。

市社協とのグループ申請という新しい方式で申請することを理事会、評議員会、全市でのプロジェクト会議で検討を重ね、9月に指定管理事業者としての申請を行い、1月には指定管理者として指定を受けました。その後、3月には多摩老人福祉センターの準備担当が配置され、4月の運営開始に向け準備をいたしました。4月からは、これまでの老人いこいの家での経験、実績を活かして、老人いこいの家と老人福祉センターの連携、交流事業などの取り組みを行ってまいります。

#### ●行動計画3

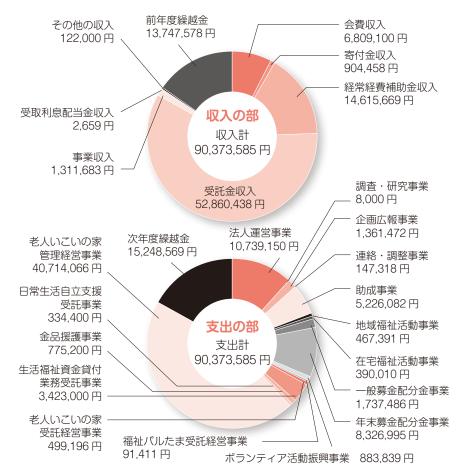
「住民本位の福祉サービスの提供」としては、既存の交通機関の利用が困難な方を対象とした移送サービス事業を実施しています。これまでは有償運送により移送サービスを実施してきましたが、運転ボランティアの確保が困難な現状、また、区内には移動サービス実施団体が複数あることなどから、今後は福祉車両の貸出事業への移行について検討していくこととしました。

#### ●行動計画4

「連携の取れた施策・活動の推進」では、地区社協の研修として、 災害ボランティアセンターの設置訓練を実施しました。その中で、 発災時には災害ボランティアセンターを社協が設置することを周 知するとともに、全国からのボランティアの受付、マッチング、 活動、報告までの流れをシミュレーションすることで、災害時の ボランティアの依頼、協力の方法等を確認することができました。 この取り組みは今後も区内の地区社協や地区民児協とともに実施 していく予定です。

また、法人運営事業では、市社協に法人関係業務を集約し、区 社協は地域に根差した事業に力を集中できるよう、市社協との法 人合併について検討を重ねてきました。その結果、令和2年4月 1日に法人合併を行うこととなりました。今後は合併に向けた所 定の手続きを進めていくこととなります。

#### **平成30年度資金収支決算報告** (自) 平成30年4月1日(至) 平成31年3月31日



※収入の部は各勘定科目、支出の部は事業ごとのサービス区分で総額を表記しています。

#### **財産目録** 平成31年3月31日現在

I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	21,569,871	
事業未収金	291,214	
貯蔵品	150,087	
立替金	0	
前払金	132,540	
仮払金	0	
流動資産合計	22,143,712	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	3,000,000	
基本財産合計	3,000,000	
(2) その他の固定資産		
車輌運搬具	1,614,108	
器具及び備品	151,531	
長期預け金	0	
緊急時対応積立資産	16,765,372	
車輌購入積立資産	3,920,788	
差入保証金	15,000	
その他の固定資産	11,660	
その他の固定資産合計	22,478,459	
固定資産合計	25,478,459	
資産合計	47,622,171	
Ⅱ 負債の部		
1 流動負債		
事業未払金	5,837,905	
預り金	931,305	
前受金	18,000	
流動負債合計	6,787,210	
固定負債合計	0	
負債合計	6,787,210	
差引純資産	40,834,961	

区社協だより 多摩 2019年(令和元年)9月1日



## 令和元年度 事業計画



社会福祉法人制度改革から2年が経過し、社会福祉協議会も組織運営に関する透明性の確保や内部統制の強化について協議が進んでいます。

社会福祉協議会では今後も住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街、地域共生社会の実現を目指し、関係する機関・団体それぞれの役割を担いながら地域性、独自性のある各事業に取り組んでいける体制づくりを確認し、移送サービス事業や、生活福祉資金貸付事業、共同募金配分事業などの今後のあり方についてさらに協議を重ねてまいります。

第4期指定管理事業では、川崎市社会福祉協議会と多摩区社会 福祉協議会によるグループとして、引き続き老人いこいの家の指 定管理者として指定されたほか、新たに多摩老人福祉センターの 指定管理者としても指定されました。いこいの家についてはこれ までの実績と経験を踏まえ、また、老人福祉センターについては これまでの事業を永継しつつも、いこいの家との連携を密にした 事業を実施し、元気高齢者の健康、生きがいづくりと、多世代・ 地域交流事業を展開し、地域福祉の増進に努めます。

また、第4期地域福祉活動計画の1年目を終え、区役所の地域 みまもり事業(地域包括ケアシステム)の進捗状況と摺り合わせ ながら実施した事業や各種委員会等で検討した内容の結果を基に、 継続する事業、見直しを図る事業についてさらなる検証を行って いきます。



#### 川崎市多摩区社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画 基本理念 一多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区一

#### 基本目標1 多様な主体と多世代がつながる地域づくり

#### ■行動計画1 住民が主体の地域づくり

【重点的に取り組む事項】

多世代が出会える場・機会づくり

#### ■行動計画2 支援を必要とする人が的確な支援につながる 仕組みづくり

【重点的に取り組む事項】

総合相談の充実による支援の拡大

#### 基本目標2 見守り・支え合いのネットワークづくり

#### ■行動計画3 住民本位の福祉サービスの提供

【重点的に取り組む事項】

情報と地域支援が届き、知ることができる環境づくり

#### ■行動計画4 連携の取れた施策・活動の推進

【重点的に取り組む事項】

地域課題を解決できる「わ」の強化

#### 〔今年度事業計画の基本方針〕

#### 1 「第4期地域福祉活動計画」の着実な推進

第4期地域福祉活動計画を基に取り組んだ事業を確認、見直し、 整理をすることで、さらなる地域福祉の推進を図ります。

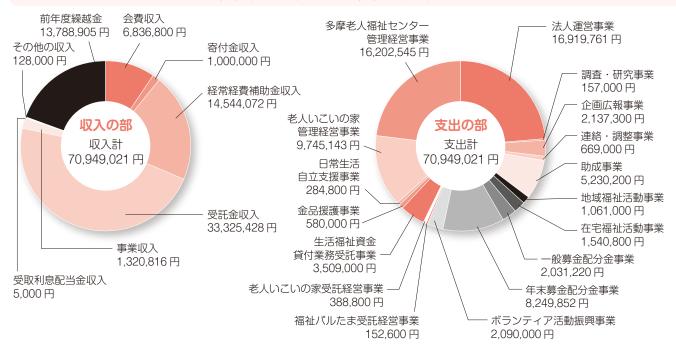
#### 2 地域住民や関係機関・団体との「つながり」を重視した福祉 のまちづくり

地域住民と本会の各種別会員組織や関係機関と連携し、多世代・地域交流事業を充実させることで、地域の支え合い、つながり合

いを強化し、誰もが安心して その人らしい生活を実現でき る地域づくりを目指します。 その柱として、会員間の連携 促進と、地区社会福祉協議会 との連携により、つながりの 強化につなげます。



#### **平成31年度資金収支予算** (自) 平成31年4月1日(至) 令和2年3月31日



※収入の部は各勘定科目、支出の部は事業ごとのサービス区分で総額を表記しています。

2019年(令和元年)9月1日 区社協だより



### ~赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします!~

赤い羽根共同募金運動は、10月1日から12月31日まで全国一斉に行われる募金活動です。 本年も、10 月1日から12月31日まで「赤い羽根共同募金運動」を、また、12月の1ヶ月間「年末たすけあい募金運動」 を実施いたします。誰もが住みよい地域づくりのためにも、ぜひともご協力をよろしくお願いします。

(社会福祉法人神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会は、多摩区社会福祉協議会が事務を行っています。)

#### 共同募金の特徴

#### ◆計画募金

共同募金は、事前に使い道を決め、募金をつのる「計画募 金」です。神奈川県共同募金会が、事前に各施設などの計画 を聞き、過去数年の状況を基に、各市町村と協議しながら目 標額を策定しています。

#### ◆「広域計画」と「地域計画」

共同募金の配分計画は、広域的な課題を解決するために、都 道府県の範囲内で使われる「広域計画」と、市区町村を単位 とした地域福祉の推進に使われる「地域計画」に分かれます。

#### 令和元年度の計画について

多摩区の令和元年度共同募金目標額は23.450.000円(年 末たすけあい募金を含む)です。配分計画は次の通りです。

#### 「広域計画し

(神奈川県全体での配分計画)

#### 11,950,000円

- 民間社会福祉施設が行う福祉活動
- 障害者のための小規模作業所が行う福祉活動
- ●小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業
- 大規模災害などの緊急時に対応する資金

など

#### 「地域計画」

(多摩区社会福祉協議会が進める地域福祉推進事業への配分計画)

#### 11,500,000円

- 地区社会福祉協議会福祉活動支援事業
- 広報紙「多摩」発行・ホームページ運営
- 福祉教育推進事業
- ボランティアセンター運営事業
- 移送サービス事業
- 慰問金の交付

など

#### 平成30年度の募金の使いみち

昨年度、多摩区におきましてご協力いただきました募金は、 赤い羽根募金13,602,229円、年末たすけあい募金 7,779,852円、総額21,382,081円でした。

このうち、10,790,000円は神奈川県下の福祉のために使 われ (広域計画分)、7,779,852円は多摩区内の福祉に役立 てられました (地域計画分)。

ご協力ありがとうございました。

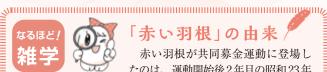
#### ◎年末たすけあい募金

年末たすけあい募金は、全額を多摩区内の福祉活動に活用 しています。福祉ニーズを持つ世帯への慰問金の配布や、移 送サービス、子育て支援事業、地区社会福祉協議会への助成 を行いました。

#### 地区社会福祉協議会における 共同募金の使いみち

多摩区内の地区社会福祉協議会(登戸、菅、中野島、稲田、 生田)は地域の町会・自治会、民生委員児童委員、各種団 体・機関などのボランティアにより構成され、住民同士がお 互いに支え合い、協力しながら地域の福祉活動を進める住民 組織です。いただいた募金をもとに様々な地域福祉活動を 行っています。

## なるほど、



#### 「赤い羽根」の由来

赤い羽根が共同募金運動に登場し たのは、運動開始後2年目の昭和23年

からです。同時期にアメリカで、社会福祉のために募金活動 が行われ水鳥の羽根を赤く染めて使っていることにヒントを 得て、日本でも鶏の羽根を使うことになりました。当時は赤 い印を胸に着けることは突飛すぎるという意見があったとの ことですが、当時の社会事業共同募金中央委員会(現在の 中央共同募金会)の総裁・故高松宮様の熱心なお勧めもあ り、「赤い羽根」を運動のシンボルとして採用し現在も使っ ています。

区社協だより 多摩 2019年(令和元年)9月1日

### 多摩区ボランティアセンターからの

## お知らせ&募集





今年度も「明るく♪楽しく♪ボランティア!」をテーマに、ボランティアセンター運営委員による主体的な企画・運営を進め、多摩区内で活動するボランティアを養成し、一人ひとりが明るく楽しくボランティア活動ができるような事業を行います。



### Lは じめ よう! ボランティアライフ!!~たまぼらひろば~

多摩区ボランティアセンターでは、これからボランティアを 始めてみようとしている方やボランティア経験の少ない方、ボ ランティアを受け入れている施設の方などを対象として、ボラ ンティア情報の提供とボランティアを始めてからの疑問などを 相談する場、「たまぼらひろば」を開催しています。

今年度はパサージュたま・福祉パルたまを会場として、月に 1回のペースで開催しています。

ボランティアに関して何か聞きたいことがある方は、お気軽 に顔を出してみてください♪ •対 **象**:ボランティアを始めようと考えている方、ボラン ティア経験の少ない方、ボランティアを受け入れ ている施設の方 等

参加費:無料

今後の予定	会場
9月3日(火) 10:00~14:00	多摩区役所 1 階アトリウム (パサージュ・たま)
12月3日(火) 10:00~14:00	多摩区役所 1 階アトリウム (パサージュ・たま)

## 「一芸」 ボランティアさん大募集!

普段練習している歌や踊りを披露して地域の方々を喜ばせてみませんか!!

多摩区ボランティアセンターでは、福祉施設や地域のイベントなどで、音楽や踊り、落語、手品等の一芸をご披露いただけるボランティアさんの登録を行ない、現在約43組の方々が活動されています。

登録いただいた方は、一芸ボランティアリストへ掲載し、それをも とに施設や地域の方から活動の依頼をいただいています。

登録いただける方は多摩区社協までご連絡ください!



施設などの 皆さま 「誕生会やイベントでプログラムに悩んでいる。」、「施設職員だけど利用者の方に楽しみを提供したい!」 そんな時は、区社協 HP から一芸ボランティアリストをダウンロードしてみてください。

## チャレボラ2019 開催報告

小学生から大学生までを対象に毎年開催している「夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習」略して「チャレボラ」を、今年も川崎市社会福祉協議会などと 共催で開催しました。

多摩区では、7月27日(土)に「視覚障害者とともに卓球&アイマスク(ガイドヘルプ)体験」を実施し10名の子どもたちが参加し、また8月10日(土)に「二ヶ領用水の清掃&灯ろう作り」を実施し、それぞれ、20名の子どもたちが参加してくださいました。

子どもたちが一生懸命ボランティアに取り組んでいる姿がとても印象的でした。親子や兄弟での参加も多く、きっと素敵な夏休みの経験と思い出になったと思います。この体験が、ボランティアに興味を持つきっかけとなることを期待しています。子どもたちの受け入れにご協力いただいた関係機関の皆さま、ありがとうございました。



2019年(令和元年) 9月1日 区社協だより 多摩



#### きこえないってどういうこと?

## 親子で手話体験

誰かとコミュニケーションをとるときに、どのようなことを大切にしていますか?

この講座では、手話体験を通じて他者への共感と理解の大切さについて学んでいきます。

「"福祉"とは何か」「"障がい"とは何か」「伝えることの大切さ」…改めて親子で確認していきましょう♪





●日 時:令和元年9月28日(土)

10:00~11:30(受付:9:45~)

※お申し込みが定員を超えた場合は午後の部(13:30~15:30)の開催も検討します

場 所:福祉パルたま 研修室 (多摩区登戸1763)

●対 象:区内在住の小学生30名と保護者

(定員を超えた場合は抽選) ※1~3年生は必ず保護者同伴

内容:・「聴覚障がい」ってどんな障がい?

· どうやってコミュニケーションをとるの?

・手話をやってみよう!

●申 込:電話、FAX、メール又は来所で受付

※9月20日(金)締切

お問い合わせ・お申し込み先:

多摩区社会福祉協議会 地域課

多摩区登戸1763

ライフガーデン向ヶ丘2階 福祉パルたま内

**☎**044-935-5500 FAX044-911-8119

## 多摩老人福祉センターからのお知らせ

# 統在のつどい

今回の敬老のつどいは、落語家の林家源平師匠を招いて、「笑いと健康」をテーマに講演いただきます。笑いの絶えない素敵な時間をお過ごしください!!

内容:落語「笑いと健康」

●日 時:令和元年9月12日(木) 13:30~15:00

●場 所:川崎市多摩老人福祉センター 3階大ホール

対象:市内在住 60歳以上の方 = 2 (※先着順)

電話または来所にて受付

•申 込:9月4日(水)午前9時から

●参加費:無料





### 「近代文学講座」

#### 明治末から大正期の個性的文学~

明治から昭和初期までの4人の作家の著名な作品を原文に即して鑑賞します。

●講師:鈴木寅雄先生

●日時:(各回とも13:30~15:30)

10月9日 M···小泉八雲 10月16日 M···菊池寛 10月23日 M···志賀直哉 11月6日 M···芥川龍之介

- ●場所: 3階ホール
- ●費用:資料代として200円
- ●定員:市内在住60歳以上 80名(※先着順)
- ●申込:令和元年9月17日(火)9時から

窓口又は電話で



### 健康のお話

健康診断の受け方について

~症状がないからといって、

そのままにしていませんか?~

病気の早期発見だけでなく、自分の体の変化を知ることはとても大切です。

健康を守るために健康診断の受け方について学習しませんか?

- 講師:浅井洋貴先生(当センター嘱託医 あさい内科医院長)
- **日時**: 令和元年10月 4 日(金)13:30~14:30
- ●場所: 3 階ホール
- 定員:先着30名
- 申込:令和元年9月6日(金)より 窓口又は電話で

●お問い合わせ・お申し込み先:川崎市多摩老人福祉センター

〒214-0012 川崎市多摩区中野島 5 - 2 - 30 ☎044-935-2941

区社協だより 多摩 2019年(令和元年)9月1日

## 老人いこいの家からのお知らせ

○「南菅転倒予防体操教室」を開催いたします。

老人いこいの家を地域の皆様に広く知っていただくため、右の日程で講座を開催いたします。60才以上の方ならどなたでも参加していただけます。

参加費は無料です。ぜひ、ご参加ください。

●日 時:令和元年9月19日(木) 10:00~

●場 所:南菅老人いこいの家

講師:地域包括支援センター 花ハウス職員

※今後、毎月第3木曜日に定期的に開催いたします。



○「健康うた広場」を下記の日程で開催しています。 みんなでカラオケを楽しみましょう!参加費は無料です。

登戸老人いこいの家	毎月第2火曜日	9月10日・10月8日・11月12日・12月10日
中野島老人いこいの家	毎月第3土曜日	9月21日·10月19日·11月16日·12月21日
菅老人いこいの家	毎月第1木曜日	9月5日・10月3日・11月7日・12月5日
南菅老人いこいの家	毎月第4金曜日	9月27日・10月お休み・11月22日・12月27日
錦ヶ丘老人いこいの家	毎月第1火曜日	9月3日・10月1日・11月5日・12月3日
長尾老人いこいの家	毎月第1水曜日	9月4日・10月2日・11月6日・12月4日
枡形老人いこいの家	毎月第3月曜日	9月16日·10月21日·11月18日·12月16日

※開催時間は各いこいの家共通13:00~14:30

9月16日(敬老の日) も、いこいの家は開館 します。

お問い合わせ先:多摩区社会福祉協議会 地域課 ☎044-935-5500

第19回

## 令厚的思想的思想的

開・催・報・告

多摩ふれあいまつりは、「わたしとあなたとこの街と」をテーマに、障害のある方や支援団体が日ごろ地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフ



大ホールコンサート

リー」についての理解と啓発を目指して開催し、今年で19回目の開催を迎えました!

当日(6月16日)は約4,000人の方が来場され、障害作業所による展示販売や活動紹介、ボランティア団体等によるゲームやスタンプラリーなど、様々な企画をお楽しみいただきました。

様々な方々のご協力のもとで本年度も開催できま したこと、御礼申し上げます。



スタンプラリー

第17回

~たのしく子育て みんなで笑顔~

## 「ま」ま子育でまつり

● 日 時: 9月15日(日) 9:45~15:00

●会場:多摩区総合庁舎

区内で子育てをしているママやパパを地域で支え、笑顔で子育てできる環境を作っていくことを目的に、子育て支援団体や企業、商店、NPO法人などの方々と行政が協働で開催する"おまつり"です。「笑顔で、手と手を取り合い、





子育てできる環境」をテーマとして開催 します。

多摩区社会福祉協議会では、おまつりの実行委員会の一員として事務局を担っております。ぜひ、みなさま足をお運びください。

遊びに来てね♪



•主 催:第17回たまたま子育てまつり実行委員会 川崎市教育委員会(多摩市民館)

### 地域福祉貢献事業起業助成金について

#### 多摩区社会福祉協議会では、

多摩区内において福祉(ふだんの くらしの しあわせ)を目指した活動をする 団体を支援することを通し、よりよい地域づくりを実現するため、 助成金事業をいたします。

#### 1 助成の対象

多摩区内でこれから地域福祉に関する活動をする団体(している団体)

で次の各項目を満たす事業。(1団体等1回のみ。同一法人・団体、グループからの重複申請不可)

- ①自発的な事業で公益性が高く、広く区民に利用や参加の機会が設けられていること。
- ②事業の内容・実施方法が具体的であること。
- ③他の団体・グループへの広がりや事業の継続性に期待がもてること。
- ④事業実施前で、申請年度から翌年度内までに実施することが明示されていること。(ただし、申請時に、 事業開始後1年未満であれば可。)
- ⑤行政や第三者からの委託事業ではないこと。
- ⑥宗教活動、政治的活動、営利を目的とした事業ではないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)に規定する暴力団や、 暴力団員が関与する事業ではないこと。
- 2 助成金額 50,000円(上限)
- 3 申請期間 令和元年10月1日から令和元年10月31日(当日消印有効)
- 4 申請方法 所定の申込書(本会ホームページよりダウンロード)による申込
- 5 お問い合わせ先 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課 ☎044-935-5500 FAX044-911-8119

#### ご寄付*₫* 、お礼

#### ~多摩区の地域福祉の増進にご協力いただき、誠にありがとうございます~

皆様から頂戴した寄付金品は、多摩区内で活動するボランティア団体や福祉施設への支援に 活用させていただきました。

#### 寄付者一覧【平成31年2月1日~令和元年7月31日】

「順不同・敬称略)

- ●寄付金(計4件/400,000円)
  - ・柳 けさ子 ・川崎国際生田緑地ゴルフ場 ・唐戸 昌弘 ・長尾の里あじさいまつり実行委員会

#### 寄付のお願い

多摩区社会福祉協議会では、皆様からの寄付金を財源としてボランティア団体や障害当事者団体への活動費の 支援など、地域福祉の推進に向けた取り組みを行っております。

なお、個人の方は、所得税及び住民税の控除を受けることができます。法人の場合は、一定の限度額までを損金として取扱うことができます。

## 福祉パルたまのご宴内

福祉パルたまは、社会福祉協議会が川崎市から委託を受け、管理・運営している施設です。 福祉活動のため、研修室(予約制40人収容)・ボランティアコーナー(先着順利用)をご利用いただけます。 ※営利、宗教、政治目的でのご利用はできません。 (お問い合わせ先・申し込み ☎044-935-5500)

発 行/社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会 川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘2階 福祉パルたま内 地域課:☎ 935-5500 FAX 911-8119 発行人/田村弘志 編集人/小林和弘 URL / http:// www.tamaku-shakyo.jp/ ※ 記事掲載情報やご意見・ご感想等は郵送または FAX でお寄せください。